

厚木基地訴訟と基地の流れ

- 1945・8・30 連合軍最高司令官マッカーサー元帥が厚木基地に到着。占領政策が始まる
- 1950・12・1 第7艦隊所属艦載機の修理、補給および偵察基地として米海軍厚木航空基地が発足
- 1957・
1958・ 滑走路の延長工事着手
オーバーランの設置と、これに伴うオーバーラン南、北側への県道付け替え工事始まる
- 1959・ 航空機の大型化に対処するため滑走路のかさ上げ工事始まる
- 1960・7・23 原告らの加盟する厚木基地爆音防止期成同盟発足
- 1964・9・8 F-8Cクルセイダー戦闘機が大和市上草柳の館野鉄工所に墜落。住民5人が死亡、3人が負傷した厚木基地で海上自衛隊と米軍の共同使用開始
- 1971・7・1
12・24 海上自衛隊第4航空群が厚木基地に移駐
- 1972・10・5 米空母ミッドウェー横須賀初入港
- 1976・9・8 大和市を中心とした基地周辺住民92人が①午後8時から翌朝8時までの間の一切の航空機の離着陸禁止②その他の時間帯の航空機騒音は原告の居住地に65㍻以下③過去分、将来分の損害賠償を1人あたり月2万3千円（弁護士料15%含む）の支払いを求めて提訴（第1次騒音訴訟）
- 1977・9・27 横浜市緑区にRF-ファントムジェット偵察機が墜落。住民2人死亡、7人負傷
- 1979・10・2 滑走路整備工事着手
- 1981・6・17 1次訴訟結審
- 12・25 厚木基地に海上自衛隊の対潜哨戒機P-3Cが3機配備
- 1982・2・16 厚木基地で米空母艦載機によるNLP（夜間離着陸訓練）開始
- 10・20 1次訴訟、横浜地裁で一審判決。過去分の損害賠償請求のみ認容
- 11・2 1次訴訟、東京高裁へ控訴
- 1983・3・30 P-3C対潜哨戒機で編成される初の海上自衛隊第6航空隊発足
- 5・9 国からNLPの訓練予定日が関係自治体に通告されるようになる
- 5・23 日本飛行機厚木製作所内で米軍プロペラ機爆発。4人死亡、1人負傷
- 1984・10・22 厚木基地第2次騒音訴訟提訴。大和、綾瀬市など基地周辺6市の住民161人が1次と同様の内容を求める
- 1985・6・24 2次訴訟第1回口頭弁論。答弁書で国側が統治行為論展開
- 1986・4・9 1次訴訟二審判決。原告全面敗訴
- 4・22 1次訴訟、最高裁へ上告
- 6・16 2次訴訟第5回口頭弁論、昭和50年以降の国の騒音記録提出命令申し立て（原告）
- 11・14 空母ミッドウェー艦載機F-18ホーネット戦闘攻撃機6機が厚木基地に初飛来

- 1988・12・5 2次訴訟第16回口頭弁論、20人の人証申し出（原告）
- 1989・1・18 NLPの硫黄島使用で国と米国が基本的了解
- 6・19 2次訴訟第23回口頭弁論、原告3人証人。鈴木進綾瀬市長、井上孝俊大和市長らの人証申し出書と原告宅3カ所などの検証申し出書提出
- 8・28
～29 原告宅ら検証
- 12・11 2次訴訟第28回口頭弁論、原告宅2カ所などのNLPの検証申し出書提出
- 1990・1・29 2次訴訟第29回口頭弁論、井上大和市長証人
- 2・26 2次訴訟第30回口頭弁論、鈴木綾瀬市長、井上大和市長証人
- 1991・5・17 午前10時～午後5時、原告宅などで検証
- 6・10 午後7時～9時、原告宅などのNLP検証。最高騒音117㍻、約1.7分に1回の割合で飛行
- 8・5 硫黄島で初のNLP
- 8・23 空母ミッドウェーに代わるインディペンデンスの主力艦載機F-14トムキャット戦闘機4機が厚木基地に初飛来
- 9・11 空母インディペンデンス横須賀へ入港
- 11・18 2次訴訟原告5人提訴取り下げ
- 12・16 2次訴訟最終弁論
- 1992・2・5 戦闘機F-14トムキャットが厚木基地で初のNLP
- 11・30 1次訴訟、最高裁で口頭弁論実施
- 12・21 2次訴訟、横浜地裁で判決

空港、基地の騒音訴訟判決一覧

○は一部認容を含めた肯定判断×は否定

		損害賠償		
		差止め	過去	将来
大阪空港	一審	○	○	×
	二審	○	○	○
	三審	×	○	×
横田基地	一審	×	○	×
	二審	×	○	×
	三審	×	○	×
福岡空港	一審	×	○	×
	二審	×	○	×
小松基地	一審	×	○	×
	二審	×	○	×
厚木基地	一審	×	○	×
	二審	×	×	×
	三審	×	○	×

二十一日、横浜地裁であつた「第二次厚木基地騒音公害訴訟」判決の要旨は次の通り。

▽本件訴えの適法性

差し止め請求の適法性 米軍機に関する差し止めが国は安保条約および地位協定により、米軍に厚木基地を支援なく使用させる条約上の義務を負担しており、基地の使用を一方的に禁止・制限することはできない。

一方的な差し止めは、法的に不能な給付を求めるというにとどまらず、わが国が外国に対する関係においてなし得ない行為を請求することになる。裁判権の行使も国家統治権の発動であり、このような事項については、わが国の民事裁判権も及ばず、米軍を被告としても国を被告としても求めることはできない。

原告らの求めを実現するための外交交渉は、行政の権限に属し、その必要性時期などは、その高度に政治的かつ自由裁量の判断にゆだねられており、裁判所がこれを拘束するような裁判をすることは、憲法

の定める三権分立の精神に反する。

自衛隊機に関する差し止め

統治行為論はいし政治問題の法理

本件は安保条約や自衛隊法等の合憲適法、防衛政策に関する重要な決定の有効無効等を直接審判の対象とするものではない。かかる事案においては、具体的な訴訟状態ないし紛争状態、双方当事者が主張立証の具体的状況により、統治行為論が問題になる場合もある。

本件は厚木基地の公共性を検討するまでもなく、実体判断をすることができ、自衛隊機に関する差し止めの請求の訴えを不適法とする被告の主張は採用しない。

一、損害賠償請求の適法性

統治行為論について 損害賠償請求では、受忍限度論に基づく利益考量を

することになり、基地の公共性も検討の対象となるが、仮に請求が認められても基地が使用できなくなるわけではなく、影響は間接的なものにとどまり、利益者層でも基地の公共性は抽象的類型に考慮すれば足り、自衛隊、米軍が基地を使用することの適否に立ち入って判断する必要はない。統治行為、政治問題を理由に賠償請求の訴えを不適法とはできない。

決定。 本件においては、侵襲行為がおよぶ被害、厚木基地の使用しない供用の公共性、厚木基地周辺の地域性・先住・居住・原告らの危険への接近および被告の周辺対策、音源対策等を総合的に評価、検討すべきである。 具体的な受忍限度を定めるに当たっては騒音等に対する行政的な規制に関する一般的な基準（特に環境基準）が重要な手掛かりのひとつ

第二次厚木基地騒音訴訟判決の要旨

▽適法性

一、違法性の判断基準（受忍限度） 本件における被害は各種の生活妨害、睡眠妨害などの日常生活上の不利益で、身体的被害は、可能性を否定することができないというにとどまる。このような場合、侵襲行為が違法といえるか否かは、被害が社会生活上受忍するのを相当と認められる限度を超えものか否かによって

一、損害賠償 厚木基地の供用使用によって被害を受ける地域住民はかなりの多数に上る。被害内容も広範かつ重大で、しかも、住民が基地の存在によって直接利益を受けることがほとんどないことも明らかである。

結局、公共的利益の実現は、原告らを含む周辺住民という限られた一部少数者の侵害行為を認めた上でのみ可能であって、看過すること

のできない不公平が存在する。 航空機騒音が原告らにもたらす被害の内容は、生活妨害を中心とし、睡眠妨害、精神的被害に及び、明確な身体的被害は認定できない。差し止めの受忍限度は損害賠償のそれよりもさらに厳格でなければならない。侵害行為がおよぶ被害の中心的部分は、米軍機によるものとなる傾向がある。

軍機および自衛隊機の運航は、直接間接に日本の防衛にかかわる活動であるから、公共性があるのは疑いがないが、その公共性を過度に強調することはできない。 以上を総合すると、W値八〇以上の区域に居住または居住していた原告らについては、航空機騒音等による侵害行為を認めた上でのみ可能であって、看過すること

求は失当。 国は、周辺対策等一定の措置を講じてはいるが、被害を一部軽減することに過ぎず、これを防止するに足る措置を取らないまま、厚木基地ないし海上自衛隊厚木飛行場を継続的に航空機の離着陸のために提供、使用してきた国は国家賠償法、民事特別法に基づく責任を免れない。

一、将来の事情は変動が予想されるから、損害賠償請求権の成否とその額をあらかじめ明確に確認することはできないから、将来の損害賠償請求は権利の保護要件を欠き、不適法。

一、人格権侵害には法律上の保護が与えられるが、環境に関する権利ないしその侵害を法的に保護するに未成熟である。

一、自衛隊機の活動で何らかの被害が生じている、とは否定できないが、その程度を把握するに足る証拠はない。被害が受忍限度を超えているとは言えず、自衛隊機に対する差し止め請求は失当。

第二次騒音訴訟の争点と判決

損害賠償	被害	基地の公共性	差し止め請求	原告の主張
住民は、騒音より被害や、事故などへの恐怖感を与えられ続けてきた。請求は、厚木基地全体がこのような欠陥空港であることから、国家賠償法などに基づいて行われる。請求額の一人一万三千元は、共通の被害の一部請求であり、最低額。侵害行為が極めて多年にわたり、今までの歴史を見ても、損害の発生が将来も続くのは確実。	騒音による身体的、精神的被害、生活破壊は各種アンケート調査や実験などで明らかに総体的なものである。断続的で、多大なもので、人格権、環境権を侵害している。環境庁によって定められた「航空機に関する環境基準」をはるかに超える。防音対策も不十分。	基地は、騒音被害や事故の危険性をもたらすばかりでなく、憲法の平和主義に背き、周辺住民の平和的生存自体に脅威をもたらす反公共的な存在。米軍の冷戦終結後、自衛隊・在日米軍の必要性があるのかは疑問。受忍限度の判断要素にすべきでない。	自衛隊・日米保安の当否・合憲違憲の判断を求めているのではない。違法な騒音によって被害を受けているため、単なる事実行為の停止を求めているのみ。一般の騒音差し止め請求と変わらず、民事訴訟の問題。米軍機については、基地を所有・管理する被告が責任を負うべき。	原告の主張
公共性、社会性が承認され、その使用が法的に承認された行為について、損害賠償請求は認められない。居住地点と飛行場の位置関係から原告側の被害は騒音は異なるもので、請求は不合理。施設の使用状況は国際情勢の変化などにより変更・変動する可能性がある。将来の請求は内容が不確定で、不適法。	騒音は不安定な間欠騒音で一過性で、定常性がない。健康被害について、個別的・具体的に立証されていない。「航空機に関する環境基準」は個別的公害対策を推進するための行政目標。防音工事など周辺対策も効果を上げている。	日本には不正な武力攻撃を受ける危険があり、憲法上許容されている必要最小限度の米軍・自衛隊の存在は必要不可欠。両者とも日本の安全や国際平和に貢献し、高度の公共性を有している。そのため、飛行場使用に伴う騒音等の発生による被害は、受忍限度内。	請求は、わが国の防衛体制の当否や日米安保条約の正当性についての判断が必要。統治行為または政治問題で、司法審査権の対象外。また、自衛隊機についての差し止め請求は、公権力行使そのものの不法性を求めるもの。米軍機についても、米国の交渉を義務付ける訴訟で、ともに民事訴訟ではない。	国の主張
WEPCN L80以上の地域については、被害が受忍限度を超えているので、被害が国家賠償法に基づいて損害賠償責任がある。慰謝料は危険への接近、防音工事の有無などを考慮し、一律に定められない。将来の請求は、損害の増大を把握することが困難で、権利保護の要件を欠く。	航空機の離着陸は周辺住民に不安感、恐怖感を与え、精神的、心理的に悪影響をおよぼしている。また、他の原因による身体的被害をも大きくする原因ともなりうる。防音工事などは施されているが、十分ではない。WEPCN L80以上の地域では受忍限度を超えている。	侵害行為が高度の政治性を有する条約などに由来し、統治行為に属するものとしても、一部住民にのみ受忍限度を超えた被害を及ぼしている認められる場合には、法の根本原則である衡平の観念に照らし、侵害行為は違法であると判断し、被害住民が救済されなければならないのは当然。	自衛隊機の差し止め請求は防衛行政の取り消し（変更）ないしはその発動を求めるもので不適法。米軍機は安保条約に基づいてのもので、わが国の民事裁判権は及ばない。米軍機の離着陸を制約制限する行為は行政上の義務付けとなり、不適法。	一次訴訟一審判決
損害賠償請求が成立するためには、被告による本件飛行場設置および管理が違法性をもち、また不法行為に該当するとされなければならない。被告は受忍限度内であるので、被告の行為を違法とはいえず、過去の損害賠償請求は理由がない。将来の請求は、今後の推移を待たなければ、請求権の成否等が認定しえず、権利保護要件を欠く。	損害賠償請求が成立するためには、被告による本件飛行場設置および管理が違法性をもち、また不法行為に該当するとされなければならない。被告は受忍限度内であるので、被告の行為を違法とはいえず、過去の損害賠償請求は理由がない。将来の請求は、今後の推移を待たなければ、請求権の成否等が認定しえず、権利保護要件を欠く。	わが国の防衛問題は、国家の存立と安全にかかわり、世界でのわが国の在り方、政治、外交の基本方針とも関連する高度な公共性を帯びる事項。飛行場の使用・共用も、わが国防衛政策の一環で、高度の公共性がある。	自衛隊機の配備、運航などは高度の政治的判断が不可欠。統治行為でない政治問題なので差し止め請求は不適法。米軍機は、安保条約に基づくもので、わが国の民事裁判権は及ばない。米軍機の離着陸を制約制限する行為は行政上の義務付けとなり、不適法。	一次訴訟二審判決
W値80以上の地域については被害が受忍限度を超えており、これらの原告の特別な犠牲性を強いている現状は見過ごすことができない。危険への接近、防音工事の有無、公共性などを総合考慮し、侵害行為が違法性を帯びると認めるのが相当。将来の請求は変動することが予想され明確に認定することができない。	判断基準は生活妨害、睡眠妨害、精神的被害といった日常生活上の不利益であり、住民にはこれら受忍限度を超える被害が認められる。また、聴覚被害など身体的被害は可能性を否定することができないといふことになる。	基地の公共性は疑いないが、平時においてはその公共性を過度に強調することはできず、国民の日常生活の維持存続に不可欠な役務の提供のうちに絶対的ともいえるべき優先順位を主張しない。	自衛隊機は、民事訴訟法上の差し止め請求の対象となりうる。統治行為論の問題が生ずる可能性はあるが、そのことで訴えそのものを不適法とするのは合理性を欠く。米軍機は安保条約に基づくものであり、わが国の民事行政裁判権は及ばない。	二次訴訟一審判決



厚木基地爆音防止期成同盟情宣部

1993年1月10日

定価 300円